

[設問]

1. Cの請求について

ア. 民法(以下省略) 634条より、注文者に帰責性のない理由で仕事に完成できなくなったか(同1号) 請負契約が仕事の完成前に解除されたとき(同2号)、請負人は既にした仕事の結果のうち注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求できる。[可分な部分の給付により]

イ. 本件において、Cは請負契約に基づいて工事中、台風というBに帰責性のない理由で事業所及び従業員が被害を受け、工事の続行・完成ができなくなった。また、契約がBにより工事完成前に解除されてもいる。Cは西面の外壁という、「4面の中の1面」つまり可分な部分の工事を終えておき、Bはこれにより利益を受けた。

う. よて CはBに 完成した西面の外壁修繕のぼんの報酬/をBに請求できる.

2. Bの反論(抗弁)について

ア. 損害賠償請求の反論

(I) 559条, 564条, 415条1項より, 債務不履行があつて
そのことで損害が生じた場合, 債務者が自らに帰責性のない
ことを示さない限り, 損害賠償請求ができる。

(ii) 本件において、CはBとの請負契約に基づいて、甲の外壁を修繕する債務を負っていた。しかし、Cが工事をし、1-アより完成し引き渡したとされる西の外壁はタイルが浮いて

1

さらなる修繕が必要という、契約の意味に反するものであった。

これによりβは、Dに頼んで20万円も払い西の外壁を再度修繕してもらうことになってしまった。

(iii) よて, B は C に 20万円を請求し, C への報酬金とこれを相殺することができる.

イ. 代金減額請求の反論

(I) 559条・563条2項1号より、契約不適合があつてさらに
追完請求ができないとき、代金の減額を請求することが
できる。

(ii) 本件において、アより、契約内容が外壁の修繕であつたのに対し現実に引渡しがあつた甲の西外壁の状態は、これに適合しないものであつた。Cは台風のせいでは追完が不可能でありそれが原因で契約も解除している。

(iii) よって, BはCに支払う報酬の減額を請求できる

16	この2つの反比例の金額は？ とこの2つは関係あるか unrelated	以上 終了
17	内容は上記の通りで	おわり
18	斜線を引くように手紙	

2

[設問2]

1. DはAに対してBとの請負契約において受け取るはずだった報酬と同額の620万円を請求している。

2. まず、DがAに不当利得の返還を主張していることが考えられる。(民法[以下省略] 703条)

ア. DはBの倒産により請負工事の報酬620万円を得られず

同額の損失を被ったといえる。他方、AはBの倒産により本件の賃貸借契約を解除し、何ら金銭を払うことなく外壁が修繕された甲を所有・占有するに至り、利益を受けている。このことから、Dは自らの労務によってAが法律上の

原因なく利益を受けており(つまり対価なく修繕の利益を受けており)、そのためDは対価を受け取らず損失を受けていると主張していることが考えられる。

イ. では、Dのこの主張は妥当か。「法律上の原因」には実質的・相対的に財産価値の移動が正当かつ公平といふことのできる理由が該当し、そこには賃貸借契約に基づく賃借権などもあてはまる。

賃貸借契約において、606条より本来修繕義務は貸主が負う。しかし、借借人が何らかの利益を受ける代わりに修繕費用を負担すると当事者同士で合意することは可能で、借借人が修繕費用を負担しないことで何らかの利益を得てもそれは賃貸借契約という法律上の原因に基づいた、正当な利益といえる。

本件において、A・Bは建物甲について賃貸借契約を締結した。Bは転賃用に甲を賃借したのであり、そこから利益を得る代わりにAの要求を飲み、修繕費用を負担した。

このことから、AがDの行った修繕につき、費用を負担せずに壁が修理された甲を所有・占有することにな

ったとしても、それは本件賃貸借契約に基づいている正当な利益である。→ 別々の評価も確認しおぼろしい。

よって、Dの主張は妥当ではない。

3. また、Dは自らが請負契約に基づいて行った修繕工事につき248条に基づいてAに償費請求をしていることも考えられる。

しかし、本件ではDがCの提供した材料を用いて

工事をしたことから、246条1項及び2項を満たさない。

ゆえにDは甲の所有権を取得していないから、248条に基づき不当利得返還請求を行えない。

よって、Dの主張は妥当ではない。

以上

○ 全体的に読み直して

○ ナンバリング、構成を、よく読み直して読み直して

○ 請求、要件、あてはまるかどうかの検討が通っている原則を、理解を

アローにすると、より良いです